

長崎県知事管理漁獲可能量

長崎県告示第 210 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 3 月 29 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【くろまぐろ（小型魚）】 728.900 トン

【くろまぐろ（大型魚）】 173.900 トン

【するめいか】 現行水準

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【くろまぐろ（小型魚）】

長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 41.289 トン

長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 673.139 トン

【くろまぐろ（大型魚）】

長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 52.125 トン

長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 118.929 トン

【するめいか】

長崎県するめいか漁業 現行水準